

東日本大震災による番号不明被災自動車の処理に要する費用に係る  
特定再資源化預託金等の出えん等について(案)

平成 23 年 4 月開催の第 41 回資金管理業務諮問委員会において、東日本大震災による被災自動車であって、車台番号及び登録番号・届出番号のナンバープレート情報が判別できないもの(以下「番号不明被災自動車」という。)については、再資源化預託金等の預託の有無を確認することができないため、①当該番号不明被災自動車の再資源化預託金等を資金管理法人が資金管理業務として資金管理料金を原資に預託すること、②当該再資源化預託金等相当額及び本措置に係る資金管理業務に要する費用に特定再資源化預託金等を充てること、③指定再資源化機関が番号不明被災自動車の再資源化等を行うこと、④当該特定再資源化預託金等の金額について資金管理業務諮問委員会の審議に付すこと等が審議・承認された。

よって、第 55 回資金管理業務諮問委員会において、平成 26 年度に資金管理法人が必要とする特定再資源化預託金等の金額を下記のとおり審議に付す。

記

- 平成 26 年度において資金管理法人が必要とする特定再資源化預託金等の金額の見込み  
資金管理法人が資金管理業務として預託する再資源化預託金等(ASR・エアバッグ類・フロン類・情報管理預託金)相当額  
○平成 25 年度 2 月及び 3 月発生分  
200 台 × 1 台当たり預託単価 9,410 円 = 2 百万円  
○平成 26 年度発生分  
500 台 × 1 台当たり預託単価 9,410 円 = 5 百万円  
○合計 7 百万円
- 第 55 回資金管理業務諮問委員会の審議及び理事会の議決  
平成 26 年度において資金管理法人が充てる特定再資源化預託金等の金額の上限は、上記 1. の 7 百万円であることについて、第 55 回資金管理業務諮問委員会の審議に付し、理事会の議決を受ける。  
なお、7 百万円を超える場合は、改めて資金管理業務諮問委員会の審議に付し、理事会の議決を受ける。
- 特定再資源化預託金等を充てることについての経済産業大臣及び環境大臣への承認申請  
現時点においては、番号不明被災自動車の発生台数及びその処理内容を確定することができない。

よって、上記2. の資金管理業務諮問委員会の審議及び理事会の議決のうえ、資金管理法人による番号不明被災自動車の再資源化預託金等の預託が発生し、資金管理法人が必要とする特定再資源化預託金等の金額が確定の都度、法第 98 条第 1 項の規定に基づく経済産業大臣及び環境大臣への承認申請を行う。

確定し、経済産業大臣及び環境大臣の承認を受けた特定再資源化預託金等の金額は、資金管理業務諮問委員会及び理事会に報告する。

以上